

民事法（民法・商法）問題紙

A 日程

平成 18 年 10 月 29 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 7 ページである。

科 目 名	ペ ー ジ
民 法	1 ~ 2
商 法	3 ~ 7

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

Aは、製縫業を営んでいたところ、その経営に行き詰まり、その再建のために自己の所有する甲建物を売却し、代金を再建のための資金に充てることにし、Bとの間で甲建物の売却の交渉をした。その際、Aは、再建資金に充てるためにまず代金の支払いを受けて、その後準備が整い次第必ず登記名義を移転すると述べてBの承諾を得て、結局、2004年5月1日に、甲建物をBに売却し、所有権移転登記は5月20日に行うという内容の契約を締結し、即日、売買代金2000万円全額をBから受領し、甲建物をBに引渡した。

Aは、Bから受領した代金を再建資金に充てたが、なお不足を来たしたために、2004年5月10日に甲建物をCに売却し、即日、代金1500万円を受領するとともにCへの所有権移転登記を済ませた。

問1 設例において、売買契約締結当時Aが債務超過の状態にあることをCが知っていたという場合に、Bは、Cに対して、甲建物につき自己名義の所有権移転登記手続を請求した。Bの請求の法的根拠とその当否を検討しなさい。

問2 設例において、甲建物が同年5月11日に落雷のために焼失した。この場合のA、B、Cの法律関係を検討しなさい。

問題 2 (60 点)

A は、B 銀行から融資をうけて 4 戸用の賃貸アパート 1 棟を建てた。完成後すぐに同建物の保存登記ならびに B のための抵当権設定登記をしたのち、1 戸を甲に、1 戸を乙に貸したが、他は空室状態である。のち甲は、外国への長期出張のため、A の了解をえたうえ賃借部分を友人丙に転貸している。一方、A は、B 銀行への債務の返済期が到来したのに、これを履行しない。

問 1 上の事例において、抵当目的物の競売という手段は必ずしも得策でないと考えた B 銀行が、抵当権を基礎になんとか債権回収をはかろうとすると、他にいかなる手段が考えられるか。上記の事実関係に即して説明せよ。

問 2 かりに、B 銀行がなんらかの手を打つ前に、A が乙に対する賃料債権を第三者 C に譲渡してしまったとしたら、B 銀行としては、その賃料債権に対しなんら手を打つことはできないか。

問 3 かりに、B 銀行の債権回収前にアパートが地震で崩壊したが、A が地震保険に加入していたことから保険金が支給されることになったとしたとき、B 銀行のとりうる手段はどうか。

商 法

(各問 10 点計 80 点)

【答案作成上の注意事項】

各問題における 5 つの記述の正・誤を考えるに当たって、見解が分かれている場合には、最高裁判所の判例の立場によりなさい。また、その判例がない場合には、多数説の立場によりなさい。

問題 1 Dは、Aが振り出した約束手形を所持している。この手形には、振出人として「A」名義の、第 1 裏書欄の裏書人として「甲株式会社代表取締役 B」名義の、第 2 裏書欄の裏書人として「C」名義の各署名がある。この手形に関する次の 1～5 の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 この手形の受取人、第 1 裏書欄の被裏書人および第 2 裏書欄の被裏書人がすべて白地である場合、この手形の裏書は連続しているから、Dは、Aに対して手形金請求権を行使することができる。
- 2 この手形の受取人として「甲株式会社代表取締役 B」、第 1 裏書欄の被裏書人として「C」、第 2 裏書欄の被裏書人として「D」の各記載のある場合、この手形の裏書は連続しているから、Dはこの手形の権利者と看做されることになる。
- 3 この手形の受取人として「甲株式会社」、第 1 裏書欄の被裏書人として「乙株式会社 C」、第 2 裏書欄の被裏書人として「D」の各記載のある場合、この手形の裏書は連続していない。
- 4 この手形の受取人として「甲株式会社」、第 1 裏書欄の被裏書人として「C」、第 2 裏書欄の被裏書人として「D」の記載がそれぞれなされていたが、第 1 裏書欄の被裏書人の記載「C」が抹消された場合、第 1 裏書全部の抹消となり、この手形の裏書は連続しないことになる。
- 5 この手形の受取人として「甲株式会社」、第 1 裏書欄の被裏書人として「C」、第 2 裏書欄の被裏書人として「D」の記載がそれぞれなされているならば、受取人「甲株式会社」の記載が、Aのした受取人「丙株式会社」の記載が変造されたものであったとしても、Aに対してこの手形の裏書の連続を主張することができる。

問題2 株式会社の設立に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 会社の設立が途中で挫折し、設立登記まで至らなかった場合、設立費用として支出したものは、すべて発起人の負担となる。
- イ 設立を無効とする判決が確定すると、その判決は対世効および遡及効を有する。
- ウ 定款に発起人として署名をしていない者は、いかなる場合においても、発起人に課せられている責任を負うことはない。
- エ 発起人の氏名または名称および住所は、定款の絶対的記載事項であり、かつ登記事項である。
- オ 現物出資をすることができるのは、発起人に限られている。

1 アイ 2 ウエ 3 アオ 4 イエ 5 ウオ

問題3 商行為に関する次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 利益を得て譲渡する意思をもってする有価証券の取得を目的とする行為は投機購買となる。
- 2 賃貸する意思をもってする不動産の有償取得もしくは賃借りは投機貸借となる。
- 3 利益を得て譲渡する意思をもって他人から取得する有価証券の供給契約は投機売却となる。
- 4 賃貸する意思をもってする動産の有償取得もしくは賃借りは投機貸借となる。
- 5 利益を得て譲渡する意思をもって他人から取得する不動産の供給契約は投機売却となる。

問題4 株式の譲渡制限に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 譲渡制限株式会社については、会社の承認がない限り、原則として、株主名簿の名義書換を請求することができない。
- イ 会社の事前の承認なしになされた譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効である。
- ウ 一人会社である取締役会設置会社において、保有する株式を他に譲渡した場合には、取締役会の承認決議がなくても、当該譲渡は会社に対する関係でも有効である。
- エ 譲渡制限株式を有する株主は、会社に対して当該株式を買取るよう請求することができる。
- オ 会社は、当該会社の株主が譲渡制限株式を取得する場合には会社の承認があったものとみなし、会社の承認を求めることを要しない旨を、定款で定めることができる。

1 1つ 2 2つ 3 3つ 4 4つ 5 5つ

問題5 株主総会の決議に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 取締役の選任決議については、定款の定めによっても、定足数を株主の議決権の3分の1未満と定めることはできない。
- イ 会社は、総会に出席しない株主に、電磁的方法により議決権を行使することを認めることができる。
- ウ 総会決議の不存在事由には、決議が物理的に存在しない場合のほか、招集通知漏れが著しい場合も含まれる。
- エ 総会決議が定足数を不足してなされた場合には、総会決議の無効事由となる。
- オ 総会の決議事項については、いかなる場合においても、会議を省略して、提案を可決する旨の決議があったものとみなすことはできない。

1 アウ 2 イエ 3 ウオ 4 エオ 5 アイ

問題 6 商業登記に関する次の 1 ~ 5 の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 支配人の登記および商号の登記は商業登記であるが、船舶登記は商業登記ではない。
- 2 商業登記の相対的登記事項と呼ばれているものは、その事項を登記するかどうか当事者の任意に委ねられているものであって、一旦これを登記すれば、その事項の変更または消滅は、これを登記しなければならない。
- 3 商号の譲渡は、それを登記しなければ、その商号の譲渡を善意の第三者に対しては対抗することができないが、悪意の第三者に対しては対抗できる。
- 4 登記すべき事項は、登記の後でなければ善意の第三者に対抗することができないし、登記後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、当該登記事項をその第三者に対抗することはできない。
- 5 商業登記は、当事者の申請に基づいてなされるのが原則であるが、登記事項が裁判によって生じた場合には、裁判所が職権で登記所に登記を嘱託することになる。

問題 7 取締役会設置会社における利益相反取引に関する次の 1 ~ 5 の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 会社が取締役の債務を保証する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
- 2 会社・取締役間の取引につき、取締役会の承認を受けていない場合には、当該会社および取締役は、当該取引の無効を主張することができる。
- 3 会社が取締役から無利息で貸付けを受ける場合には、取締役会の承認は不要である。
- 4 取締役会の承認を受けても、利益相反取引によって会社の損害が生じた場合には、当該取引に関して任務懈怠のある取締役は、原則として、会社に対して損害賠償責任を負う。
- 5 会社・取締役間で取引をする場合、当該取締役は、その承認を受ける取締役会において議決権を行使することができない。

問題 8 AがBに振り出した約束手形に関する次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 原因債務の支払のためにAがBに約束手形を振り出した場合において、BのAに対する原因債権が時効消滅したときは、Aは、これを理由として、手形金の支払を拒むことができるが、時効消滅前にBがAに対して手形金請求訴訟を提起すると、BのAに対する原因債権についても時効が中断する。
- 2 Cは、Aが請負人Bに請負代金の前渡金として振り出した約束手形をBから裏書譲渡されて所持している。Cがこの手形を取得する際、この手形が請負代金の前渡金として振り出されたものであること、および、Bの財産状態が悪化して仕事の完成が期待しえないことを知っていたときには、CはAを害することを知りつつ手形を取得したといえるから、この請負契約を解除したAは、Cに対して手形金の支払を拒むことができる。
- 3 AがBに振り出した約束手形をBがCに対する借入金債務の支払確保のためにCに裏書譲渡した場合において、この借入金債務がBの弁済によって消滅したときには、Cは手形上の権利を有しない無権利者となるから、これを理由としてAはCの手形金請求を拒むことができるし、BもCの遡求を拒むことができる。
- 4 AがBに振り出した約束手形にBからCへの裏書がなされ、次いでCからBへの裏書がなされている場合において、Aが支払を拒絶しても、手形所持人BはCに対して遡求することができないが、CがAの手形債務を保証する趣旨で裏書をしたというのであれば、CはBの遡求権行使を拒むことができない。
- 5 AがBに振り出した約束手形をAのBに対する原因関係上の抗弁の存在を知らずにBから裏書譲渡されたCが、この抗弁の存在を知っているDへこの手形を裏書譲渡したという場合においては、Aは手形所持人Dに対してこの抗弁を主張して手形金の支払を拒むことはできない。しかし、手形所持人がCから戻裏書により手形を取得したBであるというときには、AはBに対してこの抗弁を主張して手形金の支払を拒むことができる。